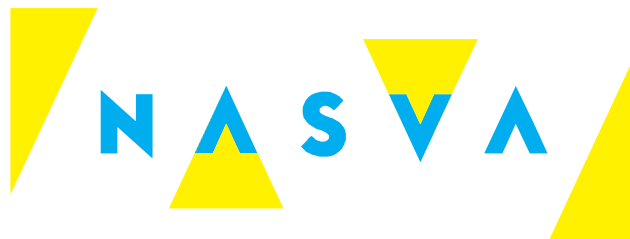


2023

運行管理者ハンドブック



独立行政法人
自動車事故対策機構

はじめに

旅客や貨物を安全・確実・迅速に輸送することは、自動車運送事業に課せられた社会的使命です。そのためには事業所における運行管理者や乗務員への指導・教育を強化・充実させ、交通事故防止の徹底を図ることが不可欠の要件となります。

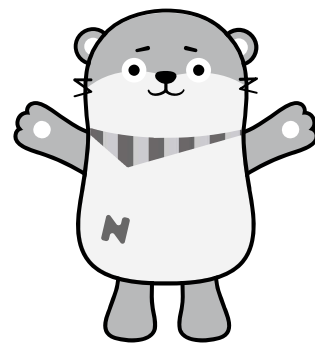
本ハンドブックは、日常の運行管理や指導・教育の要点をまとめたもので、運行管理者の携帯用として作成しています。

常に身近に置いて、点呼時や乗務割を作成したり、乗務記録・運行記録の管理及び乗務員への指導・教育計画を策定するとき、その他必要に応じて日常業務に活用していただけます。

令和5年4月



独立行政法人自動車事故対策機構



ナスバちゃん

(ナスバマスコットキャラクター)

目 次

第 1 編 運行管理者の役割等	1
1 運行管理者の役割	2
2 運行管理者の職務（業務一覧表）	4
第 2 編 運行管理者の業務	23
第 1 章 日常の業務	24
1 運行管理者の一日	24
2 勤務（乗務）時間管理と乗務割の作成	26
3 乗務の指示	44
4 点呼の実施	47
5 乗務記録の管理	55
6 運行記録計による記録の管理	58
7 従業員に対する指導監督	70
第 2 章 臨時の業務等	101
1 異常気象時の措置	101
2 事故発生時の措置	102
3 事故の記録	105
4 重大事故の報告	106
第 3 編 乗務員指導のための基礎知識	111
1 車両に働く自然の力、速度と走行距離	112
●内輪差・外輪差	112
●死角、運転席の高さと視界	113
2 ドライブレコーダー映像を用いた 危険予知トレーニングの進め方	115
3 運転適性診断等による安全運転の啓発	118
4 アルコール依存症と飲酒運転	122

第4編	事故事例研究	127
1	事故事例研究の考え方	128
2	事故事例研究の目的とねらい	128
3	事故事例研究の基本手順の体系図	129
4	具体的な事故事例研究の進め方の フローチャート	130
第5編	交通事故被害者援護等参考情報	131
1	ナスバの被害者支援制度	132
2	NASVA 安全マネジメント関係業務	134
	(1)NASVA 安全マネジメントコンサルティング のご案内	134
	(2)NASVA 運輸安全マネジメント評価のご案内	136

第 1 編 運行管理者の役割等

自動車運送事業者は、安定した経営と業績の向上を図るとともに、利用者の信頼に応えるため、様々な努力を払わなければなりません。安全かつ確実な自動車輸送の遂行がそれらの大前提になります。すなわち、適切な運行管理を第一に考えなくてはなりません。

1 運行管理者の役割

○自動車輸送の安全運行の確保と交通事故の防止を図る

自動車運送事業者は、安定した経営と業績の向上を図るとともに、利用者の信頼に応えるため、様々な努力を払わなければなりません。安全かつ確実な自動車輸送の遂行がそれらの大前提になります。すなわち、適切な運行管理を第一に考えなくてはなりません。

しかしながら、経営する事業の規模、企業の管理体制などによっては、事業者自身が運行管理を直接行うことが事実上不可能なこともあります。そのため、道路運送法、貨物自動車運送事業法では、事業者に代わって運行管理業務を行う運行管理者の選任を義務付けています。

運行管理者には、法令に定められた運行の安全確保に関する業務を事業者に代わって行い、交通事故を防止していく使命と責任が課せられています。輸送の安全の責任者であることをしっかりと認識し、誇りと自覚をもって業務を遂行していかなければなりません。

運行管理者の選任：道路運送法第23条

貨物自動車運送事業法第18条

○事業者と運転者のパイプ役

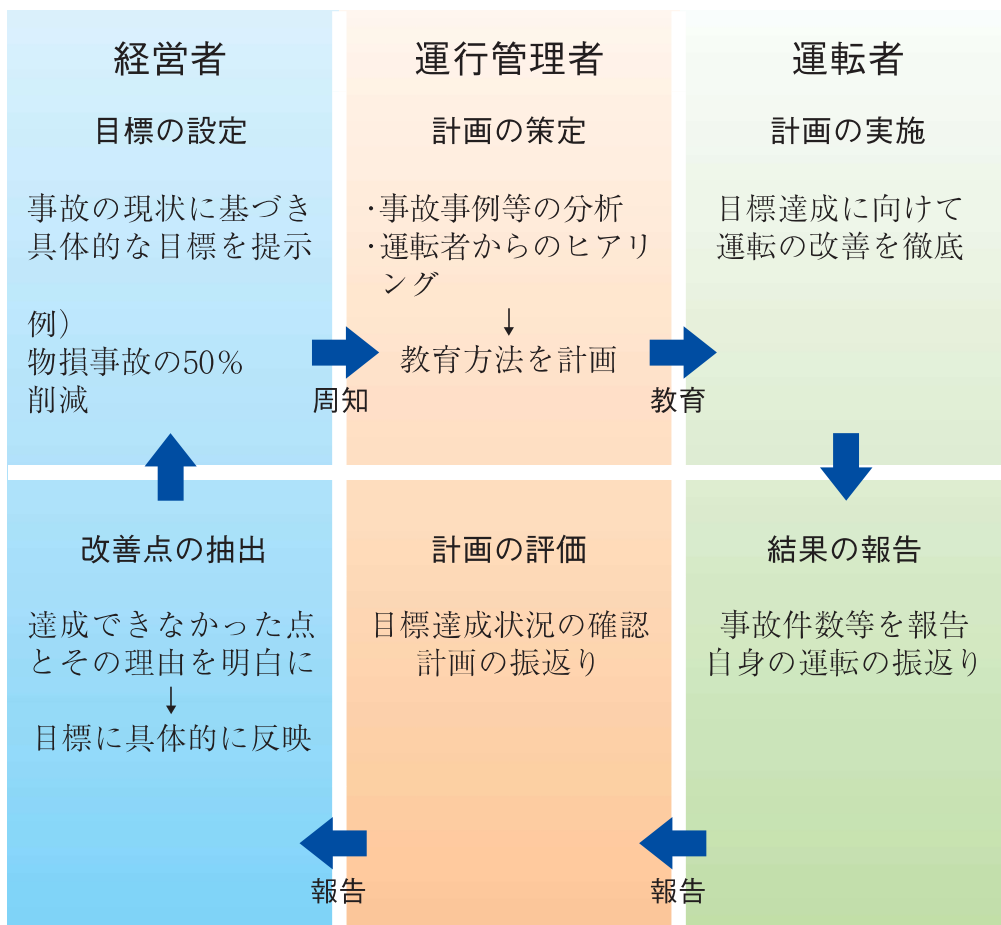
運行管理者は、法令で定められた業務に精通し、確実に遂行していかなければなりません。自動車輸送における「車」「道路」「人」に関連する諸規制を理解して、実務知識を身につけることも大切ですが、ハンドルを握って自動車を運行するのは運転者ですから、日頃から運転者の声に耳を傾け、積極的にコミュニケーションを図り、必要な場合には事業者はその声を伝え、常に安全で明るい職場環境を築いていくことも運行管理者の重要な役割です。

○絶えず運行管理業務の改善を図る

“P（プラン）”“D（ドゥ）”“C（チェック）”“A（アクト）”サイクルという言葉を目にしますが、これは「計画」「実施」「分析・評価」「改善」を繰り返す、業務の“管理サイクル”を示しており、どの業務にも共通する管理の基本といってもよいでしょう。

運行管理業務においては、事故を例にとれば、事故原因を徹底的に究明して同種の事故の再発を未然に防止していくための業務の改善ということになるでしょうし、仮に事故が発生していない場合でも、現状の業務を分析し、場合によっては同業他社の実施事例などを参考にしながら、事故防止に向けたより良い体制づくりに努力していくことになるでしょう。

業務改善の基本的な流れ



2 運行管理者の職務（業務一覧表）

- 自動車運送事業者は運行管理者の業務の遂行に必要な権限を付与しなければならない、運行管理者は誠実に業務を行わなければならない

運行管理者が遂行する運行管理業務は、事業用自動車の運行の安全を確保する上で、欠くことのできない重要な業務であることはこれまで述べてきたとおりです。

運行管理者が行う業務は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）に規定されており、これらの業務を確実に遂行し、事業用自動車の運行の安全を確保するため、法令では、運行管理者に対しては誠実にその業務を行わなければならないことを、事業者に対しては運行管理者にその業務の遂行に必要な権限を付与しなければならないことを義務として課しています。

道路運送法第23条の5

運輸規則第48条、第48条の3

貨物自動車運送事業法第22条、第35条、第37条

安全規則第20条、第22条、第34条

■旅客自動車運送事業

運輸規則 (項 目)	運行管理者の業務の内容	備 考
第48条 第1号 車掌の乗務	車掌を乗務させなければならない事業用自動車に車掌を乗務させること。	・ 運輸規則第15条 ・ 乗車定員11人以上の車両に限る ・ 一般乗用を除く
第48条 第2号 異常気象時等における措置	天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずること。	・ 運輸規則第20条
第48条 第3号 第3号の2 第4号 第4号の2 第5号 第5号の2 過労防止等	1. 過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、定められた勤務時間及び乗務時間の範囲において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。 2. 乗務員が休憩に必要な施設及び睡眠又は仮眠に必要な施設を適切に管理すること。 3. 乗務員に1.の告示で定める基準による1日の勤務時間中に当該乗務員の属する営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合は、睡眠に必要な施設を適切に管理すること。 4. 酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。 5. 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。 6. 運転者が長距離又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。	・ 運輸規則第21条 ・ 6.は一般乗合及び一般貸切に限る

	7. 乗務員が事業用自動車の運行中疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずること。	
第48条 第6号 点呼等	1. 乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行い、次の事項の報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。 (1) 日常点検の実施又はその確認 (2) 酒気帯びの有無 (3) 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無 2. 事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、並びに酒気帯びの有無を確認すること。また、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った運輸規則第50条第1項第8号の規定による通告についても報告を求めること。 3. 夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。	・ 運輸規則第24条 ・ 日常点検については、「道路運送車両法」第47条の2及び「自動車点検基準」（国土交通省令） ・ 1. 及び 2. は輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所においては、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる ・ 3. は一般貸切に限る

	4. アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を常時有効に保持するとともに、1. 及び2. の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。 5. 点呼を行ったときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。 (1)点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名 (2)点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の登録番号その他当該事業用自動車を識別できる表示 (3)点呼の日時 (4)点呼の方法 (5)その他の必要な事項	
第48条 第7号 乗務記録	事業用自動車の運転者が乗務したときは、運転者ごとに次の事項を記録させ、かつ、その記録(※事業用自動車ごとに整理して)を1年間保存すること。 (1)運転者名 (2)乗務した事業用自動車の自動車登録番号等当該事業用自動車を識別できる記号、番号その他の表示 (3)乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離 (4)運転を交替した場合は、その地点及び日時 (5)休憩又は睡眠をした場合は、その地点及び日時 (6)運輸規則第21条第3項の睡眠に必要な施設で睡眠をした場合は、当該施設の名称及び位置 (7)道路交通法第67条第2項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な	・ 運輸規則第25条 ・ ※は、一般乗用に限る ・ (8)は、乗車定員11人以上の車両(一般乗用を除く)に限る ・ (9)は、一般貸切に限る ・ (10)は、一般乗用に限る

	状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因 (8)車掌が乗務した場合は、その車掌名、車掌が乗務を交替した場合は、交替した車掌ごとにその地点及び日時 (9)旅客が乗車した区間 (10)旅客が乗車した区間並びに乗務した事業用自動車の走行距離計に表示されている乗務の開始時及び終了時における走行距離計の積算キロ数	
第48条 第8号 第9号 運行記録計による記録	1. 事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。 2. 運行記録計により記録しなければならない場合において、運行記録計により記録できない事業用自動車を運行の用に供さないこと。	・運輸規則第26条 ・特定旅客を除く ・路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合にあっては、起点から終点までの距離が100 kmを超える運行系統を運行する場合、区域運行を行う一般乗合にあっては運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合に限る ・一般乗用(個タクを除く)は、事業用自動車の運行の管理の状況等を考慮して地方運輸局長が指定する地域内にある営業所に属する運転者が乗務した場合に限る

第48条 第9号の2 事故の記録	道路交通法第67条第2項に規定する事故若しくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故が発生した場合には、次の事項を記録し、その記録を3年間保存すること。 (1)乗務員の氏名 (2)事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示 (3)事故の発生日時 (4)事故の発生場所 (5)事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名 (6)事故の概要（損害の程度を含む。） (7)事故の原因 (8)再発防止対策	・運輸規則第26条の2
第48条 第10号 第11号 運転基準図等	1. 次の事項を記載した運転基準図を作成して営業所に備え、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し、適切な指導を行うこと。 (1)停留所又は乗降地点の名称及び位置並びに隣接する停留所間又は乗降地点間の距離 (2)標準の運転時分及び平均速度 (3)道路の主なこう配、曲線半径、幅員及び路面の状態 (4)踏切、橋、トンネル、交差点、待避所及び運行に際して注意を要する箇所の位置 (5)その他運行の安全を確保するために必要な事項 2. 次の事項を記載した運行表を作成し、かつ、これを事業用自動車の運転者に携行させること。 (1)主な停留所の名称、当該停留所の発車時刻及び到着時刻 (2)その他運行に必要な事項	・運輸規則第27条 ・一般乗合に限る ・路線定期運行を行う一般乗合 1. (1)(2)(3)及び2. ・路線不定期運行を行う一般乗合 1. (1)(3)
第48条 第12号 経路の調査等	運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適する自動車を使用すること。	・運輸規則第28条 ・一般貸切に限る（法第21条第2号の許可による乗合運送は除く）

第48条 第12号の2 運行指示書による指示等	1. 運行ごとに次の事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、当該運転者に携行させること。 (1)運行の開始及び終了の地点及び日時 (2)乗務員の氏名 (3)運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時 (4)旅客が乗車する区間 (5)運行に際して注意を要する箇所的位置 (6)乗務員の休憩地点及び休憩時間 (7)乗務員の運転又は業務の交替の地点 (8)運輸規則第21条第3項の睡眠に必要な施設の名称及び位置 (9)運送契約の相手方の氏名又は名称 (10)その他運行の安全を確保するために必要な事項 2. 運行指示書を運行の終了の日から1年間保存すること。	・運輸規則第28条の2 ・一般貸切に限る（法第21条第2号の許可による乗合運送は除く） ・(6)は、休憩がある場合に限る ・(7)は、運転又は業務の交替がある場合に限る
第48条 第13号 乗務の指示	事業者が選任した運転者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。	・運輸規則第35条、第36条
第48条 第13号の2 第14号 乗務員台帳及び乗務員証	1. 事業用自動車の運転者ごとに次の(1)～(9)の事項を記載し、かつ、(10)に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備え置くこと。 (1)作成番号及び作成年月日 (2)事業者の氏名又は名称 (3)運転者の氏名、生年月日及び住所 (4)雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日 (5)道路交通法に規定する運転免許に関する事項 イ. 運転免許証の番号及び有効期限 ロ. 運転免許の年月日及び種類 ハ. 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件 (6)運転者の運転の経歴 (7)事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた	・運輸規則第37条 ・(9)は、運輸規則第38条第2項 ・(10)は、一般乗用の運転者にあつては縦3.0cm以上、横2.4cm以上の大きさの写真 ・2. は、一般乗用に限る （旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくな

	場合は、その概要 (8)運転者の健康状態 (9)国土交通大臣が告示で定めるところにより、特定の運転者に対して行う特別な指導の実施状況及び国土交通大臣が認定する適性診断の受診状況 (10)乗務員台帳の作成前6月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真 2. 事業用自動車の運転者が乗務するときは、次の事項を記載し、1.(10)の写真を貼り付けた乗務員証を携行させ、及び乗務が終了した場合には乗務員証を返還させること。 (1)作成番号及び作成年月日 (2)事業者の氏名又は名称 (3)運転者の氏名 (4)運転免許証の有効期限	った場合には、直ちに、乗務員台帳及び乗務員証に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、乗務員台帳は3年間、乗務員証（一般乗用に限る）は1年間保存すること。）
第48条 第15号 運転者証の表示及び保管	「タクシー業務適正化特別措置法」第13条の規定により、指定地域内の営業所に配置するタクシーに運転者を乗務させる場合には、運転者証を表示し、乗務を終了した場合には当該運転者証を保管しておくこと。	・ タクシー業務適正化特別措置法第2条、第13条
第48条 第16号 第16号の2 乗務員に対する指導監督	1. 事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処できる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存すること。 2. 国土交通大臣が告示で定めるところにより、次の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させること。 (1)死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じ	・ 運輸規則第38条、第49条、第50条、第51条 ・ 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 ・ 3. は、一般乗合、一般貸切、特定旅客に限る

	た事故を引き起こした者 (2)運転者として新たに雇い入れた者 (3)乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない者 (4)高齢者(65才以上の者をいう。) 3. 車掌に対して、法令で定められた事項について適切に指導監督を行うこと。 4. 乗務員に対して、非常信号用具、非常口又は消火器の取扱いについて適切な指導を行うこと。	
第48条 第17号 応急用具等の備付	事業用自動車が踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、当該自動車に赤色旗、赤色合図灯等の非常信号用具を備えること。	・ 運輸規則第43条
第48条 第18号 補助者に対する指導及び監督	運行管理者資格者証を有する者、又は、国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから運行管理者の業務を補助させるための者として選任された者に対して指導及び監督を行うこと。	・ 運輸規則第47条の9
第48条 第19号 運転者の制限	運転者の要件に関する法令で定める一定の要件を備えていない者に事業用自動車を運転させないこと。 【一定の要件】 (1) 21歳以上（道路交通法令に規定する教習を修了した者にあつては、19歳以上）であること。 (2) 普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験の期間が通算して3年以上（道路交通法令に規定する経験を有する者にあつては2年以上、道路交通法令に規定する教習を修了した者にあつては1年以上）であること。 (3) 運転する事業用自動車の種類に係る道路交通法令に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。	・ 法第25条及び旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令
第48条 第20号 事故警報に基づく事故防止対策に関する措置	国土交通大臣又は地方運輸局長が自動車事故報告書又は速報に基づき必要があると認めるときに定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。	・ 自動車事故報告規則(国土交通省令)第5条

■貨物自動車運送事業

安全規則 (項 目)	運行管理者の業務の内容	備 考
第20条 第1項 第1号 乗務の指示	事業者が選任した運転者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。	・安全規則第3条、第34条
第20条 第1項 第2号 第3号 第4号 第4号の2 第5号 過労運転の防止	- 乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。 - 休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。 - 酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。 - 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。 - 運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置すること。	・安全規則第3条、第34条
第20条 第1項 第6号 過積載の防止	過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対し、適切な指導及び監督を行うこと。	・安全規則第4条、第34条
第20条 第1項 第7号 貨物の積載方法	貨物の積載方法について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。 ・偏荷重が生じないように積載すること	・安全規則第5条、第34条

	・貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講ずること	
第20条 第1項 第7号の2 通行の禁止又は制限等違反の防止	次に掲げる行為の防止について、運転者に対する指導及び監督を行うこと。 ・道路法(昭和27年法律第180号)第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し同法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して事業用自動車を通行させること。 ・道路法第47条第3項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に関し同法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行すること。	・安全規則第5条の2、第34条
第20条 第1項 第8号 点呼	1. 事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行い、次の事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。 (1)酒気帯びの有無 (2)疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無 (3)日常点検の実施又はその確認 2. 事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した	・安全規則第7条、第34条 ・日常点検については、道路運送車両法第47条の2及び自動車点検基準（国土交通省令） ・1.及び2.は、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所においては、対面による点呼と同等の効果を有

	場合にあつては、安全規則第17条第4号の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無を確認すること。 3. 前2項の点呼のいずれも対面（輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。）で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、次の事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること（以下「中間点呼」という。）。 (1)酒気帯びの有無 (2)疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無 4. アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を常時有効に保持するとともに、1. から3. の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。 5. 点呼を行ったときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。 (1)点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名	するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる
--	---	--

	(2)点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の登録番号その他当該事業用自動車を識別できる表示 (3)点呼の日時 (4)点呼の方法 (5)その他の必要な事項	
第20条 第1項 第9号 乗務等の記録	事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次の事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存すること。 (1)運転者の氏名 (2)乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示 (3)乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離 (4)運転を交替した場合にあっては、その地点及び日時 (5)休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時 (6)車両総重量が8トン以上又は最大積載量5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、次に掲げる事項 イ. 貨物の積載状況 ロ. 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)で待機した場合にあっては、次に掲げる事項 ・ 集貨地点等 ・ 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時 ・ 集貨地点等に到着した日時 ・ 集貨地点等における積み込み又は取卸し(以下「荷役作業」という。)の開始及び終了の日時	・ 安全規則第8条、第34条

	・集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時 ・集貨地点等から出発した日時 ハ. 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項（ロに該当する場合にあっては、①及び②に掲げる事項を除く。） ①集貨地点等 ②荷役作業等の開始及び終了の日時 ③荷役作業等の内容 ④①から③までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨 (7)道路交通法第67条第2項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因	
--	---	--

	(8)安全規則第9条の3第3項の指示があった場合にあっては、その内容	
第20条 第1項 第10号 第11号 運行記録計による記録	1. 次の事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。 (1)車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上の普通自動車である事業用自動車 (2)(1)の事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車 (3)(1)及び(2)に掲げる事業用自動車のほか、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車 2. 1.(1)から(3)に掲げる事業用自動車で運行記録計により記録することのできないものを運行の用に供さないこと。	・安全規則第9条、第34条
第20条 第1項 第12号 事故の記録	道路交通法第67条第2項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故が発生した場合には、次の事項を記録し、その記録を3年間保存すること。 (1)乗務員の氏名 (2)事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業自動車を識別できる表示 (3)事故の発生日時 (4)事故の発生場所 (5)事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名 (6)事故の概要（損害の程度を含む。） (7)事故の原因 (8)再発防止対策	・安全規則第9条の2、第34条

第20条 第1項 第12号の2 運行指示書による指示等	1. 中間点呼を要する乗務を含む運行ごとに、次の事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを運転者に携行させること。 (1)運行の開始及び終了の地点及び日時 (2)乗務員の氏名 (3)運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時 (4)運行に際して注意を要する箇所の位置 (5)乗務員の休憩地点及び休憩時間(休憩がある場合に限る。) (6)乗務員の運転又は業務の交替の地点(運転又は業務の交替がある場合に限る。) (7)その他運行の安全を確保するために必要な事項 2. 1.における運行の途中において、1.(1)又は(3)の事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容(当該変更に伴い1.(4)から(7)までの事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。)を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切に指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させること。 3. 中間点呼を要しない運行の途中において、事業用自動車の運転者に中間点呼を要する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について1.(1)～(7)の事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行うこと。 4. 運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存すること。	・安全規則第9条の3、第34条
--	---	------------------------

第20条 第 1 項 第13号 運転者台帳	運転者ごとに、次の(1)から(8)の事項を記載し、かつ、(9)に掲げる写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備え置くこと。 (1)作成番号及び作成年月日 (2)事業者の氏名又は名称 (3)運転者の氏名、生年月日及び住所 (4)雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日 (5)道路交通法に規定する運転免許に関する事項 イ. 運転免許証の番号及び有効期限 ロ. 運転免許の年月日及び種類 ハ. 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件 (6)事故を引き起こした場合又は道路交通法第 108 条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要 (7)運転者の健康状態 (8)国土交通大臣が告示で定めるところにより、特定の運転者に対して行う特別な指導の実施状況及び国土交通大臣が認定する適性診断の受診状況 (9)運転者台帳の作成前 6 月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真	・安全規則第 9 条の 5、第34条 ・(8)は、安全規則第10条第 2 項 (貨物自動車運送事業者は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを 3 年間保存すること。)
第20条 第 1 項 第14号 第14号の 2 乗務員に対する指導監督	1. 国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び	・安全規則第 10条、第34条 ・貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

	監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存すること。 2. 国土交通大臣が告示で定めるところにより、次の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させること。 (1)死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした者 (2)運転者として新たに雇い入れた者 (3)高齢者(65才以上の者をいう。) 3. 乗務員に対して、非常信号用具及び消火器の取扱いについて適切な指導を行うこと。	
第20条 第1項 第15号 異常気象時等における措置	異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対し適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずること。	・安全規則第11条、第34条
第20条 第1項 第16号 補助者に対する指導及び監督	運行管理者資格者証を有する者、又は、国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから運行管理者の業務を補助させるための者として選任された者に対して指導及び監督を行うこと。	・安全規則第18条、第34条
第20条 第1項 第17号 事故警報に基づく事故防止対策に関する措置	国土交通大臣又は地方運輸局長が自動車事故報告書又は速報に基づき必要があると認めるときに定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。	・自動車事故報告規則(国土交通省令)第5条
第20条 第2項 乗務基準の作成	特別積合せ貨物運送に係る運行系統であって起点から終点までの距離が100kmを超えるものごとに、次の事項について事業用自動車の乗務に関する基準を作成し、か	・安全規則第3条、第34条 ・特別積合せに限る

	つ、当該基準の遵守について乗務員に対する適切な指導及び監督を行うこと。 (1)主な地点間の運転時分及び平均速度 (2)乗務員が休憩又は睡眠をする地点及び時間 (3)安全規則第3条第7項の規定により交替するための運転者を配置する場合にあっては、運転を交替する地点	
第20条 第3項 事業者への助言	事業者に対し、事業用自動車の運行の安全の確保に関し必要な事項について助言を行うことができる。	・ 運送事業法 第22条第3項

第2編 運行管理者の業務

自動車運送事業者に代わって運行管理者が行う乗務員への適切な指導・監督をはじめとして、過労防止を十分に考慮した適正な乗務割の作成、点呼の実施、乗務記録や運行記録計などによる運行状況の把握などの運行の安全確保に関わる日常の業務は、運行管理者の職務の中核というべきものです。

この章に掲載する業務が運行管理者によって着実に遂行されているかどうか、日々の安全運行を確保するうえで極めて重要なポイントとなります。

第1章 日常の業務

1 運行管理者の一日

イラストで見る運行管理者の一日



臨時の業務

● 異常気象時の措置



● 事故時の措置



- ・ 運転基準図に基づく指導
- ・ 運行経路の調査・指導
- ・ 運行表の作成・携行



- ・ 乗務員(運転者)証の携行・表示
- ・ 事業区域又は営業区域の指導



- ・ 過積載の防止
- ・ 積載方法の指導
- ・ 運行計画変更時の措置
(運行指示書の作成・運転者への指示)

6 乗務後点呼の実施及びその記録

酒気帯びの有無
運行状況
道路状況
個別指導事項
翌日の勤務の指示



点呼



業務終了地点が
営業所以外の場合

7 引継ぎ事項の記録及び交替運行管理者への引継ぎ

引継ぎを
お願いします

ご苦労さ
までした



2 勤務（乗務）時間管理と乗務割の作成

- 自動車運送事業者は、乗務員の過労の防止を十分に考慮し“法令”で定める基準に従って事業者が定めた勤務時間及び乗務時間に則り、乗務管理を行い乗務員にこれらを遵守させなければならない

- ① 乗務割当と乗務調整
- ② 勤務実績の把握
- ③ 乗務員の勤務（運転）時間
- ④ 乗務距離の最高限度

運輸規則第21条第1項、第22条第1項

運輸規則第23条、第48条第1項第3号

安全規則第3条第4項、第20条第1項第3号、第34条

(1) 乗務割当と乗務調整

- ①客・荷扱い、休憩、洗車、点呼などの乗務時間以外の長さや労力の軽重
- ②深夜勤務の時間の長さ及びこれの連続
- ③早朝勤務や夜間勤務の連続
- ④前回の勤務終了時からの休息期間
- ⑤2週間を通じ必ず1回の休日

などについて十分な考慮が必要になります。このほか、乗務割を作成する際には、気候や天候、道路状況などもあわせて考える必要があります。

なお、乗務割は、乗務員自身の私生活の計画にも影響することなので、早めに乗務員に知らせることも大切になってきます。できれば1ヵ月分程度の予定を示すよう心がけることが望ましいでしょう。

(2) 勤務実績の把握

乗務割の作成においては、運転者ごとに乗務記録により毎日の勤務実績（出退勤時刻、出入庫時刻、走行距離、休憩時間、行先、公休、有給休暇、病欠など）を1ヵ月ごとにまとめられる一覧表などで整理してお

くと、乗務員の疲労度合や個人能力差などにも十分配慮することができ、適切な乗務管理に役立ちます。

(3) 乗務員の勤務（運転）時間

労働者の労働時間については、労働基準法に定められていますが、自動車運送事業の乗務員は一般に他の産業とは異なった労働条件の下で働いています。また、路線バスの場合は通勤・通学時に、貸切バスの場合は観光シーズンに繁忙となり、タクシーの場合は他の交通機関が終わってから、トラックの場合は前夜からの荷積み、夜間の乗務といったように事業の種類（業態）によっても条件は異なっており、過労乗務となりやすい傾向にあります。

このため、事業者は、就業規則、労働協定などで勤務時間、時間外勤務、公休、有給休暇などを明確にし、乗務員の勤務体制を確立しなければなりません。その中で運行管理者は、乗務割を作成していくわけですから、乗務員が過労乗務とならないよう法令に基づいて適正に管理することが必要になります。

乗務員の労働時間については、国土交通省告示「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年12月3日国土交通省告示第1675号）及び「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年8月20日国土交通省告示第1365号）に定められており、その詳細については厚生労働省労働基準局が策定している労働基準法に基づく告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号、改正平成30年9月7日厚生労働省告示第322号）により規定されています。

※令和6年4月1日より改正告示（令和4年12月23日厚生労働省告示第367号）が適用となります。